

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会(第3回)	
令和4年4月21日	資料2

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会(第2回)	
令和4年3月31日	資料2 (一部追加)

# 論点の整理について ① (追加分含む)

## 本検討会の主な検討事項等について

	主な検討事項	第1回検討会の資料で提示した、特に議論いただきたい点
①	福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討	要介護者等の居宅での自立した生活の支援と介護保険制度の持続可能性の確保の両方を考慮して、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の整理について、介護保険法施行時と現在の状況等の差異を踏まえ、どのように考えるべきか。また、福祉用具貸与を利用している者に対するケアマネジメントについて、どのように考えるべきか。
②	福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策	福祉用具貸与等における販売制度導入を含めた適正化方策について、これまでの取組も踏まえつつ、どのような取組が考えられるか。
③	福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 等	福祉用具貸与等における安全な利用の促進、サービスの質の向上について、どのように取り組んでいくか。特に、事故発生情報の活用や福祉用具貸与事業所等における連携、福祉用具専門相談員の質の向上、事業所におけるサービスの質の向上に向けた取り組みについて、どのような事が考えられるか。

## 本検討会の主な検討事項等について

- 第1回検討会における意見等を踏まえ、「①福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討」については、着目すべき論点として、以下のようなものが考えられる。
  1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性
  2. 利用者の状態を踏まえた対応
  3. 福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等
  4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）
  5. 経済的な負担

※ 次ページ以降の「関連するデータ」に記載されているページ数は参考資料1-1「各種調査研究事業等による数値」のもの。  
また、「関連するデータ（追加分）」に記載されているページ数は参考資料1-2「各種調査研究事業等による数値」（追加分）のもの。

# 1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性

## 現況

- 介護保険制度における福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。
- 一方、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないものは販売種目としている。
- このような枠組みは制度施行時より変更がなく現在に至るが、メンテナンスの必要性の低い種目、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な種目は、販売への移行の検討を進めるべきとの意見が従来よりあり、令和2年11月の財政審の建議では、「要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべき」とされている。
- 福祉用具貸与の種目は厚生労働省告示により13種目とされているが、手すり、歩行器、歩行補助つえ、スロープについては、いずれも要支援・要介護1の者も給付対象となる用具であり、平成16年に策定された福祉用具の選定の判断基準においても、これらの用具における使用が想定しにくい状態、使用が想定しにくい要介護度は「特になし」とされている。
- なお、用具でも種目が異なると、販売価格、使用状況、福祉用具専門相談員のモニタリングで確認すべき点等、それぞれで違いがある。また、同一種目でも様々な種類があり、販売価格も差がある。

# 1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性

## 第1回検討会等での意見

- 高齢者は状態の変化（悪化・改善等含む）が生じやすいため、適宜借り換え等も行うことができることから、在宅での自立した生活を維持するという目的を福祉用具貸与は果たしている。
- 制度の持続可能性を高めるため、多くの者の意見を得た上で、貸与と販売の関係の見直し、メンテナンスの必要性の低い品目あるいは要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な種目の移行に向けた検討を進めることが必要ではないか。
- 販売と貸与のあり方を検討するにあたり、現在の原則の考え方はどうなるのか、そうした考え方の整理がまず前提として必要ではないのか。
- 手すりについては、工事前の暫定的な手すりの貸与、賃貸住宅等工事が不可能な住宅における貸与事例等、住宅改修以外の方法でも手すりは必要であり、メーカーの開発努力によって製品が充実した結果、使用も増えている点も踏まえるべきである。

# 1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性

## 関連するデータ

- 福祉用具の借り換えの状況（貸与終了後の貸与種目の変化）
  - ・ 手すり、歩行器、歩行補助つえについては貸与終了後、別の製品や他種目に借り換えを行っている事例が40%近くあるが、スロープは20%程度となっている。（24ページ）
- 用具別、福祉用具専門相談員が行っている福祉用具の使用に関するモニタリングの内容
  - ・ 手すりについては、他の用具よりも住宅環境を踏まえた対応が求められる。また歩行器、歩行補助つえは確認項目が類似しており、用具の機能（特性）によっては確認が生じない項目もある。（15ページ、16ページ）
- 用具別、福祉用具貸与を利用している者の状況
  - ・ 福祉用具の借り換えが落ち着くまでの期間について、歩行器は手すりや歩行補助つえと比較して、2ヶ月以上かかるかと回答した者が多い。（20ページ）
  - ・ 同一商品の貸与期間の中央値として、歩行補助つえ11ヶ月、手すり12ヶ月、歩行器9ヶ月、スロープ6ヶ月。一方、2年以上使用している者も25%~30%おり、平成23年度検討会報告書と比べ、割合は上昇。（22ページ）
  - ・ （予防）福祉用具貸与と居宅介護支援（介護予防支援）のみの利用者について、要支援・要介護ともに手すりや歩行器の利用者が多いが、要介護については車いすや特殊寝台を利用している者も多い。（28ページ）

# 1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性

## 関連するデータ（続き）

- 希望小売価格（福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R4.1.16時点で登録）（21ページ）

	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
平均値	107,203円	88,973円	52,982円	11,649円
中央値	83,740円	46,550円	42,000円	9,500円
H23検討会報告書 平均値	52,979円	68,066円	38,756円	9,574円

- 同一種目のうち、CCTA95分類による給付状況
  - ・ 給付件数を比較した場合、手すりは床置き式起き上がり用、スロープは固定用、歩行器は歩行車、歩行補助つえは多点杖が多い。給付額で比較すると、手すりは支持用具、スロープは携帯用の方が多い。（25、26ページ）

## 特に御議論いただきたい点

- 介護保険制度における福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則として、「他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの」に限って販売種目としている、現在の基本的な制度（考え）について、改めて整理を行うとすると、どのようなことが考えられるか。
- 特に、廉価とされている福祉用具貸与種目について、福祉用具の種目の違い（価格、主な利用者の状態、使用状況、相談員の支援状況等）を踏まえ、どのようなことが考えられるか。また同一の種目についても、その中で様々な種類の品目を踏まえた場合、どのようなことが考えられるか。

# 1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性（第3回追加分）

## 第2回検討会等での意見

- 福祉用具も介護保険制度開始以降、多種多様となり、材質や耐久性などの変化、利用者家族の心理的変化、抵抗感も変化している可能性もあるので、改めて制度設計当時の状況と現在の状況を相対的に比較して検討してはどうか。
- 施行当時と違い、在宅介護の中で福祉用具貸与だけの利用者が増加していることがあると考えれば、福祉用具の範囲の考え方の「6 経済的負担」のうち、「給付対象となることにより利用促進が図られるもの」というのは、産業的な観点からの支援により補われるものであり、福祉用具貸与の範囲の考え方として異なってきているのではないか。また、その上で、経済的負担については、どの程度の基準が相当と考えられるのか。
- 公共トイレや温浴施設の共用、福祉用具貸与品の消毒等も考えると、貸与と販売の考え方の整理の前提にある「他人が使用したもの」というところは、もう一回考え直してもいいのではないか。今後、それが必要なのかどうかということについて検討する時期に来ているのではないのか。
- 貸与の場合、業者が再利用するため廃棄は少ないが、購入では、利用者が使われなくなったら全て廃棄に回ることになる。廃棄コストが利用者や行政にもかかり、資源の有効活用にも逆行する。更に、利用者が使用しなくなった場合、転売される可能性がある。2年以内に7割から8割の人が使わなくなる手すりや歩行器等については、特定福祉用具販売には適さないのではないか。
- 販売種目へ移行する場合、明確な安全基準を設けないと、価格競争でコスト減が優先され、安全性を軽視した製品が増加する恐れがある。製造事業者は貸与やメンテナンスが前提で設計するが、モニタリングやメンテナンスを要しない現行の販売が前提の場合、安全性確保のため安易に分解できない設計になり、メンテナンスができず、買い換えで利用者の経済的な負担が増す可能性もある。販売への移行を検討をする場合、安全性を確保する方策や、販売の上限額も併せて慎重に検討するべき。



# 1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性（第3回追加分）

## 第2回検討会等での意見（続き）

- どの程度の価格を廉価とするのか。手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ以外の他の貸与種目についても、小売希望価格も踏まえて議論すべき。希望小売価格が一定額以下のものについては保険給付の対象としないとした場合、価格の下限を決めることは理論上可能であっても、価格が公的基準に張りつき、安くてよい製品の開発や流通を妨げ、ひいては利用者にしわ寄せがいくことも懸念される。

## 関連するデータ（追加分）

- 福祉用具の借り換えの状況（貸与終了後の貸与種目の変化）
  - ・ 29か月の貸与のデータの場合、貸与終了後に「1カ月以上の間隔を空けて再び同一の商品が貸与」、「他の商品や種目の変更なく終了」する場合は4～5か月程度で半分となるが、「同一種目の他商品や他種目に変更する」場合は概ね7～12か月の間で半分以上を越える。（1ページ～2ページ）
- 特定福祉用具販売の給付状況
  - ・ 費用額（給付額と自己負担の合計額）が30,000円以下の者が最も多いが、要介護度が高くなるにつれて、費用額が高くなる傾向があり、要介護5では5%以上の者が10万円を超えている。（3ページ）
  - ・ 種目別の給付状況について、入浴補助用具・自動処理排泄装置の交換部品は1件あたり約2万円程度であるが、腰掛便座・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分は1件あたり約4万円程度。（4ページ）

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応

### 現状

- 介護保険法施行当時と比較して要支援者や要介護1の認定者は、要介護2以上と比較した場合、増加の割合が大きいことから、要支援についてはより予防の観点が重視されるなど、要介護状態区分によって利用者の状態も様々である。
- 要介護状態区分は身体等の状況を直接的に表すものではなく、介護の必要量に応じて要支援1～要介護度5に分類されるものであり、1ヶ月毎の区分支給限度基準額も異なる。
- 手すり、歩行器、歩行補助つえの使用者のうち、要支援1～要介護1の利用者が占める割合は約50%であるのに対して、スロープを除く他の種目の利用者では、要支援1～要介護1の利用者が占める割合は数%～10%程度。
- 特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具等について、要支援者及び要介護1の者は（介護予防）福祉用具貸与の原則対象外としているが、末期がん等により短期間のうちに日常的に起き上がり等が困難となることが確実に見込まれる場合は、対象外の用具についても給付を可能としている。
- なお、福祉用具貸与において利用期間に関する条件は定められておらず、短期で終了する者、長期に渡って使用を続けている者もいる。

### 第1回検討会等での意見

- 末期がんのように急に病状が悪化するおそれのある者、退院・退所直後で生活状況が安定していない者、後期高齢者、軽度認知症の者等、いわゆる軽度者とされている要支援・要介護1の者でも、介護保険施行時と比較すると状態は多様になってきており、制度改正が及ぼす影響も考慮して、医療職からの判断、評価、情報共有等も含め、慎重に検討すべきではないか。
- 高齢者は状態が短期で変わるものであり、導入時と導入後の定期的な福祉用具の適合確認が必要となる。

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応

### 第1回検討会等での意見（続き）

- 財政審の資料は36ヶ月使用した例を掲載しているが、平均的な利用期間は概ね1年程度であること、一方、2年以上使用している人も一定数いることも踏まえ、状態の維持等、福祉用具が果たしている役割を検証できればよい。

### 関連するデータ

- 福祉用具貸与を利用している者の状況
  - ・ 長期貸与となる主な理由に関して、要介護度が低い場合は被介護者のADLの維持・向上や生活範囲の維持・拡大のため、要介護度が高い場合は介護負担軽減や介護者の希望により貸与継続を希望する傾向にある。（2ページ）
  - ・ 短期貸与となる主な理由に関して、要介護度が高くなると入院・入所等を理由とする割合が高くなる傾向がある。（3ページ）
  - ・ 福祉用具1種のみを長期（3年以上）貸与されている者について、開始時の要介護度が現在も維持されている割合が約50%と、他のケースより高い（4ページ）
  - ・ 長期（3年以上）に渡り使用されている用具について、他サービスを利用せず福祉用具を1種目のみ貸与され続けている者の場合、手すりと歩行器がそれぞれ30%程度だが、複数種類や他サービスを利用している者だと車いすや特殊寝台の割合も多い。（5ページ）
  - ・ 福祉用具の借り換えが落ち着くまでの期間について、ケアマネジャーも福祉用具専門相談員も大半は1ヶ月と回答している。（20ページ）
  - ・ 同一商品の利用期間について、歩行補助つえ、手すり、歩行器、スロープのいずれの種目においても、30ヶ月以上利用している要支援者の方が要介護者よりも多い。（23ページ）

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応

### 関連するデータ（続き）

- 福祉用具貸与を利用している者の状況
  - ・ 1年間の要介護度の変化について、福祉用具貸与と居宅介護支援（介護予防支援）のみの者の場合、介護保険サービス全体の利用者よりも、維持・改善の割合となっている者の割合が高い。（27ページ）
- 福祉用具専門相談員が行っている福祉用具の使用に関するモニタリングの状況
  - ・ 使用中の福祉用具種目数について、要支援1、2の者は1種目のみが56.9%。そのような傾向に伴い、福祉用具専門相談員が行うモニタリングにおける滞在時間は要介護度が高くなるにつれて平均時間が増す傾向がある。（14ページ）

### 特に御議論いただきたい点

- 要介護状態区分で重度とされている者と軽度とされている者や、要介護状態の軽重に関わらず状態が安定していないと考えられる者（退院・退所直後の者、末期がん等急速に病状が悪化するおそれがある者）がいることなど様々な利用者の状態が考えられることや、利用期間等について、医療職との連携等も含め、どのような点に留意して、貸与と販売の種目のあり方の議論を進めるべきか。

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応（第3回追加分）

### 第2回検討会等での意見

- 介護保険の目的である本人の尊厳に応じた自立支援を念頭に置いて、本人の意思により、活動参加や、ADL・IADLの拡大、社会参加によって地域共生社会の一員として生き生きと暮らせることが目的であり、福祉用具の使用はあくまで手段・プロセスであり、目的ではないので、こうした目的を認識した上で、本人の状態等を踏まえて何が適切なのか検討するべき。
- 一般的に改善が期待できるのは要支援者、軽度要介護者、介護サービスの利用開始の当初期間、感染症等によって廃用性症候群や急性増悪した直後等で、そのような時に短期集中的なりハビリで改善が期待できる。一方で悪化するケースは、基礎疾患の悪化や合併症の併発、がん末期等は状態が急変して悪化することがしばしばある。
- 看取り期に必要な支援は訪問看護等によって実施されるので、介護保険サービスとしては福祉用具貸与のみになる。末期でも介護度が軽度で退院され、在宅の期間を過ごされるという方が多いので、このような場合は単に状態が軽度だからモニタリング等のない販売でもよいという対応は困難ではないか。
- 本人の状態の安定性、障害の固定、進行性の疾患等、医学的な予後予測の判断が不可欠であり、その判断ができるのは主治医等であり、医師の判断や指示なくしては貸与・販売の設定をするのは困難であることから、医学的な所見、判断というものが重要。また、指示を受けた作業療法士等と福祉用具専門相談員の密なる連携が求められる。
- 1年間の要介護度の変化で比較した際に、福祉用具の貸与と居宅介護支援のみの場合のほうが状態の維持の比率が多い結果も出ている。ケアプランを有効に活用しながら、福祉用具のプランも立てているわけなので、そこを上手に機能させていくようなことを考えていくべきである。（4.再掲）

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応（第3回追加分）

### 第2回検討会等での意見（続き）

- 福祉用具のケアマネジメントの中では、特に退院時の支援が重要であり、退院が決定してから実際の退院までの期間が短くなっており、購入であると、家に帰る前に福祉用具が間に合わなくなり、その間にADLが低下して再入院するという事例もあるので、十分留意して対応すべき。（4. 再掲）
- 福祉用具を選定する際には、入院中のリハビリテーション、退院前カンファレンス、退院後の在宅の現場など、福祉用具専門相談員と介護支援専門員は綿密に連携を取っている。現場では、一回で体にフィットする福祉用具を選定することは困難なため、福祉用具専門相談員には何度も足を運んでもらい、さらにリハビリテーション専門職とも連携を図りながら、実際に在宅で使えるものを選定している。（4. 再掲）
- 福祉用具の選定基準について、判断基準内容の細分化、用具別の取扱いの注意事項の明記、多くの関係者が選定基準を活用するための再構築等、必要な改正を実施すべき。
- 進行性の疾患であれば、使用期間がある程度短い期間となるのは見込めるかもしれないが、2年以上使用するかどうかというのは、使用の開始時点で予測することは難しいと思われる。（5. 再掲）
- 2年以上利用しているケースについて、利用者像が見えていないので、状態を見極める調査が必要ではないか。安易に販売を導入するのではなく、長期利用者の状態になる予測が可能になるのか等を十分に議論するべきである。（5. 再掲）

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応（第3回追加分）

### 関連するデータ（追加分）

- 貸与期間が長期（1商品を3年以上）の利用者の状態について、開始時と現在の変化
    - ・ 認知症高齢者の日常生活自立度や障害高齢者の日常生活自立度の変化について、福祉用具1種のみ利用は他の区分と比較すると維持の割合が高い。（5ページ、6ページ）
    - ・ 利用者のADLのうち、移乗について、福祉用具1種のみ利用は他の区分と比較すると介助されていない割合が高くなっており、変化の傾向も維持がやや高くなっている。（7ページ）
    - ・ 利用者のADLのうち、理解力について、福祉用具1種のみ利用は他の区分と比較すると説明が理解できるの割合が高くなっており、変化の傾向も維持がやや高くなっている。（8ページ）
  - 退院・退所時カンファレンスへの参加することによる効果（※）
    - ・ 福祉用具専門相談員、介護支援専門員の回答について、いずれも「より利用者に適合する福祉用具の提案ができる（提案が得られた）」が9割以上と最も多かった。（10ページ）
- （※）令和3年度介護報酬改定において、退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化。（9ページ）

### 3. 福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等

#### 現況

- 福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員等は、介護支援専門員が作成したケアプランを踏まえ、要介護者等と面接等を通じて、状態を把握し、その者に応じた貸与・販売計画を作成し、実際に貸与・販売する用具を決定する。
- また、福祉用具貸与事業は貸与した用具について、利用者等からの要請等に応じて、使用状況の確認、使用方法の指導・修理や、貸与計画の実施状況の把握、計画の変更等（福祉用具の使用に関するモニタリングやメンテナンス）が指定基準で規定されているが、特定福祉用具販売についてはこれらの規定がない。
- ただし、一部の特定福祉用具販売事業者においては、福祉用具貸与も利用している場合、定期的な訪問の際に販売用具も一緒に確認している他、令和4年4月より特定福祉用具販売の種目として追加される種目について、販売後も支援が必要と見込まれる等の場合は、販売後の定期的な訪問や相談対応を求めている。
- なお、貸与後のモニタリングやメンテナンスの頻度等について定めた国の規定はなく、個々の事例に応じて現場の判断によって実施されている。

#### 第1回検討会等での意見

- 福祉用具専門相談員が適切に定期的な支援（状態に応じた借り換え、メンテナンス等）を行い、要介護者等が自宅で自立した生活を送ることができていることから、福祉用具専門相談員の支援は必要なものである。
- 身体状況の変化によって、通路変更の必要が生じる場合の手すりの設置変更、つえ、歩行器は転倒を防ぐためにキャスターなど消耗品の不具合の確認等、福祉用具専門相談員の定期的な確認が必要である。
- 福祉用具専門相談員等による適合確認やモニタリング等が適正に実施されず、適切でない用具が給付されると、状態の悪化を招くことになることから、この点を検討することは適正化施策に通じるものがある。



### 3. 福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等

#### 第1回検討会等での意見（続き）

- 特定福祉用具販売における修理、交換、メンテナンスにおいても、指定基準で規定することの必要性について検討するべきでないか。

#### 関連するデータ

- 福祉用具専門相談員等が行っている福祉用具の使用に関するモニタリングの実態
  - ・ 不定期訪問のモニタリングは全体の約5%~10%で、利用者や家族の相談/要請等を理由により行われることが多い。（10ページ、11ページ）
  - ・ 定期的なモニタリングについては6ヶ月~9ヶ月毎に実施している。（12ページ）
  - ・ モニタリングの実施により、福祉用具の使用状況について変化の発生を把握したのが20~30%、指導を行ったのが30~40%、用具の適合調整を実施したのが15%。変化については要支援の方がやや少ない。（13ページ）
  - ・ モニタリングでは、用具によって確認すべき使用状況や住環境の状況が異なる。また、起き上がりや屋内歩行等、基本的動作の変化についても確認している。（15ページ~17ページ）
  - ・ モニタリングではヒヤリハットへの有無についても確認しており、あった場合は注意喚起を主に行っている他、使用方法の再指導や機器の使用中止を行うこともある。（18ページ）
- 特定福祉用具販売におけるモニタリングについて
  - ・ 貸与された福祉用具以外に販売された福祉用具を使用している場合、約半数程度は自主的に使用状況の確認をしている。（19ページ）

### 3. 福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等

#### 特に御議論いただきたい点

- 現行制度では、貸与の場合、用具の提供後も使用状況の確認、使用方法の指導・修理や、貸与計画の実施状況の把握、計画の変更等（福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス）等が指定基準で規定されているのに対して、販売の場合、用具の提供後にこのような支援を行うことは指定基準で規定されていないが、福祉用具専門相談員等が行う利用者に対する福祉用具の使用に関する支援について、今後の取組としてどのようなことが必要と考えられるか。

### 3. 福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等 (第3回追加分)

#### 第2回検討会等での意見

- 特定福祉用具販売におけるメンテナンスについても、指定基準で規定し、何らかのフォローをすることは必要である。その上で、貸与においては、使用に関するモニタリングをPDCAサイクルの中で回しているということを考えると、特定福祉用具販売に義務づけることは難しいかもしれないが、努力義務とすることは考えられるのではないか。
- 安全性やサービスの質の向上のためにも、特定福祉用具販売でもモニタリングやメンテナンスについて、指定基準に設けるべきだと思うが、どのような経緯があって相違が出たのか。
- 現在検討の課題にあがっている用具については、貸与と購入の選択を可能とするべきであり、購入後のフォローについても、貸与と同等に扱うことが望ましい。差を設けることに意味があるのか。(4.及び5.再掲)
- 個人が所有する商品に対して、特定福祉用具販売事業者が訪問し、確認することは、ハードルが高い。個人の所有物に国がモニタリングの制度を設けているのは車の車検ぐらいであり、福祉用具ではアフターケア程度が限度ではないか。
- 福祉用具販売後のアフターフォローは重要で、経年劣化による不具合により、独居の利用者の方に関しては、転倒や重度化のリスクがより高くなると考えられる。福祉用具専門相談員が定期的な支援を行う貸与の継続が望ましい。
- いきなり福祉用具を購入することは利用者本人にとってハードルが高く、特に本人にフィットして、本人がきちんと使えるかどうか、有効性・安全性を検証する期間が必要。

### 3. 福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等 (第3回追加分)

#### 関連するデータ (追加分)

- 同一製品への交換状況 (11ページ、12ページ)
  - ・ 12カ月までの累積交換割合について、手すりやスロープ (20%~30%台) と比較すると、歩行器や歩行補助つえは交換割合が高く (50%前後) なっている。
  - ・ 手すりや歩行器については要介護度が高いと12カ月までの累積交換割合が高くなる傾向があるが、スロープや歩行補助つえは要介護度が低い方が交換割合が高くなっている。
- 福祉用具専門相談員の資格状況
  - ・ 福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員として勤務している者について、社会福祉士・介護福祉士の資格を有している者が1人以上配置されていると回答した事業所は約30%。(13ページ)

## 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）

### 現況

- 介護支援専門員はケアプランの作成をはじめ、サービス担当者会議（利用者やその家族、居宅サービス等の担当者が出席する会議）の開催、ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）や変更、各事業者等との連絡調整等を実施している。
- （介護予防）福祉用具購入費の支給対象者は居宅介護支援（介護予防支援）の対象外となっているため、他の介護保険サービスを受けていない場合は、ケアプラン作成の対象外である。一方、既にケアプランを作成されている場合はケアプランに位置づけた上で、特定福祉用具販売計画も共有されている。
- 居宅介護支援における介護支援専門員の訪問回数について、指定基準では1か月に1回以上としているが、介護予防支援の指定基準では訪問回数について3か月に1回以上とされている。
- 居宅介護支援の基本報酬は利用者の要介護度や取扱件数に応じて定められており、介護予防支援の基本報酬については要支援度や件数に関わらず同額である。
- なお、令和3年春の財政審の建議では、福祉用具貸与のみのケースの報酬引き下げを言及している。

### 第1回検討会等での意見

- ケアプランは介護保険サービス以外のインフォーマルサービス等も含まれており、実際のモニタリング以外の場面でも細かな連絡調整も行っているため、福祉用具貸与のみだからといって、ケアマネジメントに係る業務負担が一概に少ないとは言えないのではないかと。
- 毎月のモニタリングを通じて、常に利用者の状態を最新の情報にアップデートしていることで有事の際にも迅速に対応できるものであり、ケアマネジメントプロセスについては養成された専門職が実施すべきである。

## 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）

### 第1回検討会等での意見（続き）

- 介護支援専門員等によるアセスメントやモニタリング等が適正に実施されず適切でない用具が給付されると状態の悪化を招くことがあり、販売の場合、介護支援専門員が用具の交換を勧めても利用者は使い続ける可能性がある。
- 福祉用具貸与のみの場合は介護報酬を引き下げるとした場合、必要性が不明な他サービスを加える可能性も考慮する必要がある。
- 福祉用具貸与のみの場合のアセスメントやケアプランの作成、モニタリングや給付管理等、ケアマネの業務がどのようなになっているのか、他の利用者との差が大きくあることはないか。また、ケアマネの方が外部圧力によりサービス利用を求められたケースが約4割、必要のない福祉用具等によってプランを作成したケースが約15%あるという指摘もあるが、どういう状況なのか、チェック機能はないのか、このような点も議論していく必要がある。

### 関連するデータ

- 介護支援専門員の支援状況
  - ・ 介護支援専門員が福祉用具貸与のみと判断する要因として多いのは、他サービスの必要性がない、利用者や介助者の希望（\*）、利用者の介護拒否等である。（6ページ）
  - （\*）アセスメントやモニタリングは利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者や家族の希望等、様々な状況等を勘案し、実際にケアプラン原案に介護保険サービス等を位置付けるにあたっては、サービス担当者会議にて、専門的な見地からの意見を求めており、多職種協働、多職種連携の上で、総合的に判断している。
  - ・ 福祉用具貸与のみの者に対するモニタリングで特に重視するのは、利用者の状態の変化、利用者の新たな生活課題やケアプランの変更の必要性。（7ページ）

## 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）

### 関連するデータ（続き）

- 介護支援専門員の支援状況
  - ・ 介護支援専門員は貸与される製品について、具体的な種目の種類や利用者や家族の希望する用具を福祉用具専門相談員に対して伝達している。また、福祉用具専門相談員の提案については、提案の妥当性を判断する際の観点として、身体機能や認知機能に応じた種目や種類（機種を含む）選択になっているか等、また、想定と異なる用具が提案された場合の対応として、福祉用具専門相談員と意見交換し、その結果をケアプランに反映する等、適宜、提案の妥当性について判断し、必要な協議を実施している。（8ページ）

### 特に御議論いただきたい点

- 介護支援専門員が行っているケアマネジメント等の実態を踏まえ、特定福祉用具販売のみの場合、介護支援専門員による支援がなされないことについてどのように考えるか。  
（\*）現行制度では、福祉用具貸与の場合、ケアプランに位置づけられた上で、介護支援専門員による支援が行われるが、特定福祉用具販売の場合、他の介護保険サービスを受けていないとケアプランに位置づけられないため、介護支援専門員による支援がなされない等の違いがある。
- 福祉用具専門相談員は福祉用具を中心とした支援を行うとともに、介護支援専門員は生活全般に関する支援を行っていると言えるが、それぞれの職種の連携について、どのように考えるべきか。

## 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）（第3回追加分）

### 第2回検討会等での意見

- 福祉用具のケアマネジメントの中では、特に退院時の支援が重要であるところ、退院が決定してから実際の退院までの期間が短くなっており、購入の場合では、家に帰る前に福祉用具が間に合わなくなり、その間にADLが低下して再入院する事例があることを、十分留意すべき。（2. 再掲）
- 介護支援相談員は、福祉用具専門相談員と綿密に連携を取っており、退院後、自宅で使用することを想定して、在宅で使える福祉用具を病院に持参して、それを使ってリハビリを行うこともある。退院後もリハビリ専門職が別の品目の試用を希望した際には、デモ品を持参して、介護支援専門員に報告することもある。現場では、一回で体にフィットする福祉用具を選定するということは困難なため、福祉用具専門相談員が何度も足を運んでいる。（2. 再掲）
- 結果として福祉用具のみのケアプランでも、毎月のモニタリング訪問においては、利用者の詳細な状況の確認、状態の変化、生活環境、家族や親族との関係性、対面でないと把握できないことがあるなど、多くの配慮が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、人的サービスの利用控え等の状況がある中、福祉用具貸与を位置づけたケアプランを踏まえ、居宅介護支援専門員の支援により、身体機能の維持、健康観察等々が行われているという実態を認識し、制度の変更がある場合でも、利用者や家族に不利益が及ばないようにすべき。
- 適切なケアマネジメントのもとで貸与サービスの定期的なモニタリングによる適合確認、その結果として、福祉用具の単品プランであるということ、あるいは福祉用具が長期に利用されるということであって、最初のアセスメントの段階で長期利用になることをあらかじめ想定することが適切かどうか疑問。予測が外れて、購入したけど短期だったときの責任はどこに生じるのか。（5. 再掲）
- 1年間の要介護度の変化で比較した際に、福祉用具の貸与と居宅介護支援のみの場合のほうが状態の維持の比率が多い結果も出ている。ケアプランを有効に活用しながら、福祉用具のプランも立てているわけなので、そこを上手に機能させていくようなことを考えていくべきである。（2. 再掲）



## 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）（第3回追加分）

### 第2回検討会等での意見（続き）

- 現行制度では、福祉用具の負担のみで介護支援専門員の支援も受けられており、これがなくなった場合、本人や家族の経済的・身体的・精神的負担の増加につながるため、目に見えるコストのみで議論すべきでない。今の仕組みは孤独・孤立対策のような側面もあり、貸与から販売にシフトすることによってそういったものまで削られていく流れにはなってほしくない。
- 現行制度では、貸与または購入によってその後のあり方（支援）に相違がある。それは見直す必要があるのではないか。
- 現在検討の課題にあがっている用具については、貸与と購入の選択を可能とするべきであり、購入後のフォローについて、貸与と同等に扱うことが望ましい。差を設けることに意味があるのか。（3.及び5.再掲）
- 特定福祉用具販売のみの場合は居宅介護支援等の対象ではないが、福祉用具貸与の場合との違いについて相対比較を行うのであれば、両者の利用者について調査研究を行うなど、慎重に検討する必要がある。
- 仮に選択制を想定した場合、特定福祉用具販売のみのケースの介護予防支援については、地域包括支援センターの役割や体制の強化での対応ということも考える必要があるのではないか。
- 実務者研修や更新研修等でも、福祉用具貸与、リハビリテーション等の研修を行い、多職種連携のポイントを学んでいる。ケアプラン点検もあるが、福祉用具だけのケアプランでも、ケアプラン点検の実態を把握して、どういったことができるか、ケアマネ自身も問題意識を持って取り組んでいくことが重要。

## 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）（第3回追加分）

### 関連するデータ（追加分）

- 退院・退所時カンファレンスへの参加の状況（介護支援専門員の回答）
  - ・ 以前から同席を依頼しているが56.6%、算定要件に追加されたため、参加を依頼するようになったが2.8%、退院・退所時のカンファレンスの開催がないが、必要があれば依頼したいが12.2%。（10ページ）
- 介護保険サービス以外のサービスの利用状況
  - ・ 医療機関・薬局による服薬指導等、様々な介護保険以外のサービスを受けている一方、受給している介護保険サービスが（予防）福祉用具貸与と居宅介護支援（介護予防支援）の場合、特になしの割合がやや高い。（14ページ）
- 特定福祉用具販売の利用者のうち、他の介護保険サービスを利用していない者
  - ・ 給付時点で他の介護保険サービスを利用していない者について、要介護度者の場合、10%以下なのに対して、要支援者については約20%程度。（15ページ）

## 5. 経済的な負担

### 現況

- 現行制度では福祉用具の貸与期間について、制限は設けられていないが、期間が長期になれば販売価格を上回る点については、過去の検討会等、従来から指摘されていることである。一方、貸与期間が短くなれば、販売よりも安価に抑えることができる点についても同様に指摘されている。
- 令和2年11月の財政審資料では歩行補助つえを3年間利用する事例により費用額を比較しているが、同月の介護給付費分科会では、歩行補助つえの貸与期間は6か月未満が約4割、1年未満が約6割と短期間の利用が多いとしている。
- なお、福祉用具貸与価格には、メンテナンス・モニタリング等の福祉用具専門相談員の支援に要する経費も含まれてる点については留意する必要がある。
- また、貸与ではなく購入を希望する者に対しては購入を選択出来るようにするべきという提案については、従来よりある意見である。現行制度では用具の種目によって貸与・販売が分類されているので、利用者の意志、事業者の提案等によって選択することはできない。仮に貸与種目の購入を希望する場合は、保険給付の対象外となる。

### 第1回検討会等での意見

- 購入した場合の定期的なモニタリングやメンテナンス等も重要だが、利用者の意向や負担の状況等を踏まえて、貸与と販売の選択制も検討の余地があるのではないか。
- 給付費の適正化に関する取組は一定の成果を上げていることから、販売への移行や購入の選択肢も議論すべき時期に来ているが、検討に際しては、貸与と販売とでは給付費の支払い事務が異なり、販売の方が市町村における事務負担がより重い点等も留意すべきである。

## 5. 経済的な負担

### 第1回検討会等での意見（続き）

- 福祉用具が状態に合っていない方に給付されてしまうと、状態の悪化を招くことになるので、必ずしも販売の方が経済的負担が少ないというものではない。
- 施設サービスや居宅の人的サービスと比較して、福祉用具貸与は少額で多くの人々が利用しているため、給付に要する費用全体を抑えることができる点がメリットである。
- 貸与から販売への移行の検討に際して、介護保険制度の基本的な理念（自立支援、在宅重視等）は変わらないことを踏まえることや、財政面のみならず、家庭や社会的全体に及ぼす影響に関する検証等をすべきではないか。

### 関連するデータ

- 福祉用具貸与の利用期間
  - ・ 同一商品の貸与期間の中央値として、歩行補助つえ11ヶ月、手すり12ヶ月、歩行器9ヶ月、スロープ6ヶ月。一方、2年以上使用している者も25%~30%おり、平成23年度検討会報告書と比べ、割合は上昇。（22ページ）
  - ・ 同一商品の利用期間について、歩行補助つえ、手すり、歩行器、スロープのいずれの種目においても、30ヶ月以上利用している要支援者の方が要介護者よりも多い。（23ページ）

## 5. 経済的な負担

### 特に御議論いただきたい点

- 長期利用者の場合には貸与より購入の方が安くすむという意見について、どのように考えられるか
- 経済的な負担の観点から、貸与・購入の選択を可能とすることについて、どのような利点や課題があると考えられるか。

## 5. 経済的な負担（第3回追加分）

### 第2回検討会等での意見

- 介護保険総合データベースで同一商品が長く貸与されている場合でも、経年劣化、不具合等で同一商品の入れ替えが生じるケースもある。買い換えやメンテナンスも必要になるので、一律に購入のほうが安いという議論は慎重に行うべき。
- 適切なケアマネジメントのもとで貸与サービスの定期的なモニタリングによる適合確認、その結果として、福祉用具の単品プランであるということ、あるいは福祉用具が長期に利用されるということであって、最初のアセスメントの段階で長期利用になることをあらかじめ想定することが適切かどうか疑問。予測が外れて、購入したけど短期だったときの責任はどこに生じるのか。（4. 再掲）
- 進行性の疾患であれば、使用期間がある程度短い期間となることは見込めるかもしれないが、2年以上使用するかどうかということ、その時点で予測することは難しいと思われる。（2. 再掲）
- 2年以上利用しているケースについて、利用者像が見えていないので、状態を見極める調査が必要ではないか。安易に販売を導入するのではなく、長期利用者の状態になる予測が可能になるのか等を十分に議論するべきである。（2. 再掲）
- 介護保険法の普遍的な概念として自立支援があるが、自立支援というのは基本的には自己決定と自己実現である。これらの観点から見ると、貸与か購入かということを選択すること、もしくは、一定期間を経た後に貸与から購入へ変更することは、自立に向けた自己決定としてあり得るのではないか。
- 購入後のモニタリング・メンテナンスは貸与と同様に行うことを前提に、購入に移行することも考えられ、基準価格ついて議論していくべき。また、自己負担額と給付額の合計額が販売額を超えるほど長く使った場合、モニタリングとメンテナンスは一定の実費を取ることとし、貸与分の自己負担と給付をなくすことも考えられないか。
- 選択制とする場合の制度改正の移行について、保険者を含め、被保険者の幅広いアンケート調査などを行ってみる必要もあるのではないか。

## 5. 経済的な負担（第3回追加分）

### 第2回検討会等での意見（続き）

- 現在検討の課題にあがっている用具については、貸与と購入の選択を可能とするべきであり、購入後のフォローについて、貸与と同等に扱うことが望ましい。差を設けることに意味があるのか。（3.及び4.再掲）
- 購入のほうが一遍に払わなければいけないお金が多いので、例えば、年金生活者等の使用控えみたいなものも考えられるのではないか。

### 関連するデータ（追加分）

- 一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション
  - ・ 短期の利用者も一定数いることから、販売前に貸与期間（上限6・12・18か月）を設けた上で、同一商品を新品で販売するという設定によるシミュレーションを実施。（16～17ページ）
  - ・ 販売の活用が想定される利用者のうち、貸与のみの場合よりも負担が軽減する者の割合について、手すりやスロープは10～25%、歩行器は40%～50%、歩行補助つえは50%～70%。（18ページ～19ページ）

# 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理（1）①

1 から 5 までに係る本検討会での意見について、各事項に関して、積極的な検討を求める意見であるか、又は、慎重な検討を求める意見であるか等の観点から、以下のとおり整理した。

## 1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性

### 【主に積極的な検討を求める意見】

- 販売と貸与のあり方を検討するにあたり、現在の原則の考え方はどうなるのか、そうした考え方の整理がまず前提として必要ではないのか。（4ページ）
- 制度の持続可能性を高めるため、多くの者の意見を得た上で、貸与と販売の関係の見直し、メンテナンスの必要性の低い品目あるいは要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な種目の移行に向けた検討を進めることが必要ではないか（第1回意見）（4ページ）。
- 福祉用具も介護保険制度開始以降、多種多様となり、材質や耐久性などの変化、利用者家族の心理的变化、抵抗感も変化している可能性もあるので、改めて制度設計当時の状況と現在の状況を相対的に比較して検討してはどうか。（7ページ）
- 施行当時と違い、在宅介護の中で福祉用具貸与だけの利用者が増加していることがあると考えれば、福祉用具の範囲の考え方の「6 経済的負担」のうち、「給付対象となることにより利用促進が図られるもの」というのは、産業的な観点からの支援により補われるものであり、福祉用具貸与の範囲の考え方として異なってきているのではないか。また、その上で、経済的負担については、どの程度の基準が相当と考えられるのか。（7ページ）
- 公共トイレや温浴施設の共用、福祉用具貸与品の消毒等も考えると、貸与と販売の考え方の整理の前提にある「他人が使用したもの」というところは、もう一回考え直してもいいのではないか。今後、それが必要なのかどうかということについて検討する時期に来ているのではないのか。（7ページ）



# 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理（1）②

## 1. 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性

### 【主に慎重な検討を求める意見】

- 高齢者は状態の変化（悪化・改善等含む）が生じやすいため、適宜借り換え等も行うことができることから、在宅での自立した生活を維持するという目的を福祉用具貸与は果たしている。（4ページ）
- 手すりについては、工事前の暫定的な手すりの貸与、賃貸住宅等工事が不可能な住宅における貸与事例等、住宅改修以外の方法でも手すりは必要であり、メーカーの開発努力によって製品が充実した結果、使用も増えている点も踏まえるべきである。（4ページ）
- 貸与の場合、業者が再利用するため廃棄は少ないが、購入では、利用者が使われなくなったら全て廃棄に回ることになる。廃棄コストが利用者や行政にもかかり、資源の有効活用にも逆行する。更に、利用者が使用しなくなった場合、転売される可能性がある。2年以内に7割から8割の人が使わなくなる手すりや歩行器等については、特定福祉用具販売には適さないのではないか。（7ページ）
- 販売種目へ移行する場合、明確な安全基準を設けないと、価格競争でコスト減が優先され、安全性を軽視した製品が増加する恐れがある。製造事業者は貸与やメンテナンスが前提で設計するが、モニタリングやメンテナンスを要しない現行の販売が前提の場合、安全性確保のため安易に分解できない設計になり、メンテナンスができず、買い換えで利用者の経済的な負担が増す可能性もある。販売への移行を検討をする場合、安全性を確保する方策や、販売の上限額も併せて慎重に検討するべき。（7ページ）
- どの程度の価格を廉価とするのか。手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ以外の他の貸与種目についても、小売希望価格も踏まえて議論すべき。希望小売価格が一定額以下のものについては保険給付の対象としないとした場合、価格の下限を決めることは理論上可能であっても、価格が公的基準に張りつき、安くてよい製品の開発や流通を妨げ、ひいては利用者にしわ寄せがいくことも懸念される。（8ページ）

# 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理（2）①

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応

### 【主に関係者の連携の必要性に関する意見】

- 福祉用具の選定基準について、判断基準内容の細分化、用具別の取扱いの注意事項の明記、多くの関係者が選定基準を活用するための再構築等、必要な改正を実施すべき。（13ページ）
- 福祉用具を選定する際には、入院中のリハビリテーション、退院前カンファレンス、退院後の在宅の現場など、福祉用具専門相談員と介護支援専門員は綿密に連携を取っている。現場では、一回で体にフィットする福祉用具を選定するということは困難なため、福祉用具専門相談員には何度も足を運んでもらい、さらにリハビリテーション専門職とも連携を図りながら、実際に在宅で使えるものを選定している。（4. 再掲）（13ページ）

### 【主に特定の利用者の状態に関する意見】

- 末期がんのように急に病状が悪化するおそれのある者、退院・退所直後で生活状況が安定していない者、後期高齢者、軽度認知症の者等、いわゆる軽度者とされている要支援・要介護1の者でも、介護保険施行時と比較すると状態は多様になってきており、制度改正が及ぼす影響も考慮して、医療職からの判断、評価、情報共有等も含め、慎重に検討すべきではないか。（9ページ）
- 一般的に改善が期待できるのは要支援者、軽度要介護者、介護サービスの利用開始の当初期間、感染症等によって廃用性症候群や急性増悪した直後等で、そのような時に短期集中的なリハビリで改善が期待できる。一方で悪化するケースは、基礎疾患の悪化や合併症の併発、がん末期等は状態が急変して悪化することがしばしばある。（12ページ）
- 看取り期に必要な支援は訪問看護等によって実施されるので、介護保険サービスとしては福祉用具貸与のみになる。末期でも介護度が軽度で退院され、在宅の期間を過ごされるという方が多いので、このような場合は単に状態が軽度だからモニタリング等のない販売でもよいという対応は困難ではないか。（12ページ）

# 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理 (2) ②

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応

### 【主に特定の利用者の状態に関する意見】 (続き)

- 福祉用具のケアマネジメントの中では、特に退院時の支援が重要であり、退院が決定してから実際の退院までの期間が短くなっており、購入であると、家に帰る前に福祉用具が間に合わなくなり、その間にADLが低下して再入院するという事例もあるので、十分留意して対応すべき。(4. 再掲) (13ページ)

### 【主に将来の予測に関する意見】

- 進行性の疾患であれば、使用期間がある程度短い期間となるのは見込めるかもしれないが、2年以上使用するかどうかというのは、使用の開始時点で予測することは難しいと思われる。(5. 再掲) (13ページ)
- 2年以上利用しているケースについて、利用者像が見えていないので、状態を見極める調査が必要ではないか。安易に販売を導入するのではなく、長期利用者の状態になる予測が可能になるのか等を十分に議論すべきである。(5. 再掲) (13ページ)
- 本人の状態の安定性、障害の固定、進行性の疾患等、医学的な予後予測の判断が不可欠であり、その判断ができるのは主治医等であり、医師の判断や指示なくしては貸与・販売の設定をするのは困難であることから、医学的な所見、判断というものが重要。また、指示を受けた作業療法士等と福祉用具専門相談員の密なる連携が求められる。(12ページ)

# 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理 (2) ③

## 2. 利用者の状態を踏まえた対応

### 【その他の意見】

- 介護保険の目的である本人の尊厳に応じた自立支援を念頭に置いて、本人の意思により、活動参加や、ADL・IADLの拡大、社会参加によって地域共生社会の一員として生き生きと暮らせることが目的であり、福祉用具の使用はあくまで手段・プロセスであり、目的ではないので、こうした目的を認識した上で、本人の状態等を踏まえて何が適切なのか検討するべき。(12ページ)
- 高齢者は状態が短期で変わるものであり、導入時と導入後の定期的な福祉用具の適合確認が必要となる。(9ページ)
- 財政審の資料は36ヶ月使用した例を掲載しているが、平均的な利用期間は概ね1年程度であること、一方、2年以上使用している人も一定数いることも踏まえ、状態の維持等、福祉用具が果たしている役割を検証できればよい。(10ページ)
- 1年間の要介護度の変化で比較した際に、福祉用具の貸与と居宅介護支援のみの場合のほうが状態の維持の比率が多い結果も出ている。ケアプランを有効に活用しながら、福祉用具のプランも立てているわけなので、そこを上手に機能させていくようなことを考えていくべきである。(4.再掲) (12ページ)

# 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理 (3) ①

## 3. 福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等

### 【主に特定福祉用具販売におけるモニタリング・メンテナンス等について積極的な検討を求める意見】

- 特定福祉用具販売におけるメンテナンスについても、指定基準で規定し、何らかのフォローをすることは必要である。その上で、貸与においては、使用に関するモニタリングをPDCAサイクルの中で回しているということを見ると、特定福祉用具販売に義務づけることは難しいかもしれないが、努力義務とすることは考えられるのではないか。(18ページ)
- 安全性やサービスの質の向上のためにも、特定福祉用具販売でもモニタリングやメンテナンスについて、指定基準に設けるべきだと思う。(18ページ)
- 現在検討の課題にあがっている用具については、貸与と購入の選択を可能とするべきであり、購入後のフォローについても、貸与と同等に扱うことが望ましい。差を設けることに意味があるのか。(4.及び5.再掲)(18ページ)
- いきなり福祉用具を購入することは利用者本人にとってハードルが高く、特に本人にフィットして、本人がきちんと使えるかどうか、有効性・安全性を検証する期間が必要。(18ページ)

### 【主に特定福祉用具販売におけるモニタリング・メンテナンス等について慎重な検討を求める意見】

- 個人が所有する商品に対して、特定福祉用具販売事業者が訪問し、確認することは、ハードルが高い。個人の所有物に国がモニタリングの制度を設けているのは車の車検ぐらいであり、福祉用具ではアフターケア程度が限度ではないか。(18ページ)
- 福祉用具販売後のアフターフォローは重要で、経年劣化による不具合により、独居の利用者の方に関しては、転倒や重度化のリスクがより高くなると考えられる。福祉用具専門相談員が定期的な支援を行う貸与の継続が望ましい。(18ページ)

## 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理 (3) ②

### 3. 福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等

#### 【その他の意見】

- 福祉用具専門相談員が適切に定期的な支援（状態に応じた借り換え、メンテナンス等）を行い、要介護者等が自宅で自立した生活を送ることができていることから、福祉用具専門相談員の支援は必要なものである。（15ページ）
- 身体状況の変化によって、通路変更の必要が生じる場合の手すりの設置変更、つえ、歩行器は転倒を防ぐためにキャスターなど消耗品の不具合の確認等、福祉用具専門相談員の定期的な確認が必要である。（15ページ）
- 福祉用具専門相談員等による適合確認やモニタリング等が適正に実施されず、適切でない用具が給付されると、状態の悪化を招くことになることから、この点を検討することは適正化施策に通じるものがある。（15ページ）

# 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理（4）①

## 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）

### 【主に介護支援専門員による支援を前提として、販売制度への移行に積極的な検討を求める意見】

- 現行制度では、貸与または購入によってその後のあり方（支援）に相違がある。それは見直す必要があるのではないか。（24ページ）
- 現在検討の課題にあがっている用具については、貸与と購入の選択を可能とするべきであり、購入後のフォローについて、貸与と同等に扱うことが望ましい。差を設けることに意味があるのか。（3.及び5.再掲）（24ページ）
- 仮に選択制を想定した場合、特定福祉用具販売のみのケースの介護予防支援については、地域包括支援センターの役割や体制の強化での対応ということも考える必要があるのではないか。（24ページ）

### 【主に介護支援専門員による支援のない現行の販売制度への移行に慎重な検討を求める意見】

- 介護支援専門員等によるアセスメントやモニタリング等が適正に実施されず適切でない用具が給付されると状態の悪化を招くことがあり、販売の場合、介護支援専門員が用具の交換を勧めても利用者は使い続ける可能性がある。（20ページ）
- 福祉用具のケアマネジメントの中では、特に退院時の支援が重要であるところ、退院が決定してから実際の退院までの期間が短くなっており、購入の場合では、家に帰る前に福祉用具が間に合わなくなり、その間にADLが低下して再入院する事例があることを、十分留意するべき。（2. 再掲）（23ページ）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、人的サービスの利用控え等の状況がある中、福祉用具貸与を位置づけたケアプランを踏まえ、居宅介護支援専門員の支援により、身体機能の維持、健康観察等々が行われているという実態を認識し、制度の変更がある場合でも、利用者や家族に不利益が及ばないようにするべき。（23ページ）

## 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理（4）②

### 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）

#### 【主に介護支援専門員による支援のない現行の販売制度への移行に慎重な検討を求める意見】（続き）

- 適切なケアマネジメントのもとで貸与サービスの定期的なモニタリングによる適合確認、その結果として、福祉用具の単品プランであるということ、あるいは福祉用具が長期に利用されるということであって、最初のアセスメントの段階で長期利用になることをあらかじめ想定することが適切かどうか疑問。予測が外れて、購入したけど短期だったときの責任はどこに生じるのか。（5. 再掲）（23ページ）
- 1年間の要介護度の変化で比較した際に、福祉用具の貸与と居宅介護支援のみの場合のほうが状態の維持の比率が多い結果も出ている。ケアプランを有効に活用しながら、福祉用具のプランも立てているわけなので、そこを上手に機能させていくようなことを考えていくべきである。（2. 再掲）（23ページ）
- 現行制度では、福祉用具の負担のみで介護支援専門員の支援も受けられており、これがなくなった場合、本人や家族の経済的・身体的・精神的負担の増加につながるため、目に見えるコストのみで議論するべきでない。今の仕組みは孤独・孤立対策のような側面もあり、貸与から販売にシフトすることによってそういったものまで削られていく流れにはなってほしくない。（24ページ）

#### 【主に福祉用具貸与における介護支援専門員の支援の必要性を求める意見】

- ケアプランは介護保険サービス以外のインフォーマルサービス等も含まれており、実際のモニタリング以外の場面でも細かな連絡調整も行っているので、福祉用具貸与のみだからといって、ケアマネジメントに係る業務負担が一概に少ないとは言えないのではないかと。（20ページ）
- 毎月のモニタリングを通じて、常に利用者の状態を最新の情報にアップデートしていることで有事の際にも迅速に対応できるものであり、ケアマネジメントプロセスについては養成された専門職が実施すべきである。（20ページ）



## 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理（4）③

### 4. 介護支援専門員による支援（ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等）

#### 【主に福祉用具貸与における介護支援専門員の支援の必要性を求める意見】（続き）

- 結果として福祉用具のみのケアプランでも、毎月のモニタリング訪問においては、利用者の詳細な状況の確認、状態の変化、生活環境、家族や親族との関係性、対面でないと把握できないことがあるなど、多くの配慮が必要。（23ページ）

#### 【その他の意見】

- 福祉用具貸与のみの場合のアセスメントやケアプランの作成、モニタリングや給付管理等、ケアマネの業務がどのようになっているのか、他の利用者との差が大きくあることはないか。また、ケアマネの方が外部圧力によりサービス利用を求められたケースが約4割、必要のない福祉用具等によってプランを作成したケースが約15%あるという指摘もあるが、どういう状況なのか、チェック機能はないのか、このような点も議論していく必要がある。（21ページ）
- 特定福祉用具販売のみの場合は居宅介護支援等の対象ではないが、福祉用具貸与の場合との違いについて相対比較を行うのであれば、両者の利用者について調査研究を行うなど、慎重に検討する必要がある。（24ページ）
- 福祉用具貸与のみの場合は介護報酬を引き下げるとした場合、必要性が不明な他サービスを加える可能性も考慮する必要がある。（21ページ）
- 実務者研修や更新研修等でも、福祉用具貸与、リハビリテーション等の研修を行い、多職種連携のポイントを学んでいる。ケアプラン点検もあるが、福祉用具だけのケアプランでも、ケアプラン点検の実態を把握して、どういったことができるか、ケアマネ自身も問題意識を持って取り組んでいくことが重要。（24ページ）

# 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理（5）①

## 5. 経済的な負担

### 【主に積極的な検討を求める意見】

- 購入した場合の定期的なモニタリングやメンテナンス等も重要だが、利用者の意向や負担の状況等を踏まえて、貸与と販売の選択制も検討の余地があるのではないか。（26ページ）
- 給付費の適正化に関する取組は一定の成果を上げていることから、販売への移行や購入の選択肢も議論すべき時期に来ているが、検討に際しては、貸与と販売とでは給付費の支払い事務が異なり、販売の方が市町村における事務負担がより重い点等も留意すべきである。（26ページ）
- 介護保険法の普遍的な概念として自立支援があるが、自立支援というのは基本的には自己決定と自己実現である。これらの観点から見ると、貸与か購入かということを選択すること、もしくは、一定期間を経た後に貸与から購入へ変更することは、自立に向けた自己決定としてあり得るのではないか。（29ページ）
- 購入後のモニタリング・メンテナンスは貸与と同様に行うことを前提に、購入に移行することも考えられ、基準価格ついて議論していくべき。また、自己負担額と給付額の合計額が販売額を超えるほど長く使った場合、モニタリングとメンテナンスは一定の実費を取ることとし、貸与分の自己負担と給付をなくすことも考えられないか。（29ページ）
- 選択制とする場合の制度改正の移行について、保険者を含め、被保険者の幅広いアンケート調査などを行ってみる必要もあるのではないか。（29ページ）
- 現在検討の課題にあがっている用具については、貸与と購入の選択を可能とするべきであり、購入後のフォローについて、貸与と同等に扱うことが望ましい。差を設けることに意味があるのか。（3.及び4.再掲）（30ページ）

## 1 から 5 までに係る本検討会での意見についての整理（5）②

### 5. 経済的な負担

#### 【主に慎重な検討を求める意見】

- 福祉用具が状態に合っていない方に給付されてしまうと、状態の悪化を招くことになるので、必ずしも販売の方が経済的負担が少ないというものではない。（27ページ）
- 施設サービスや居宅の人的サービスと比較して、福祉用具貸与は少額で多くの人が利用しているため、給付に要する費用全体を抑えることができる点がメリットである。（27ページ）
- 介護保険総合データベースで同一商品が長く貸与されている場合でも、経年劣化、不具合等で同一商品の入れ替えが生じるケースもある。買い換えやメンテナンスも必要になるので、一律に購入のほうが安いという議論は慎重に行うべき。（29ページ）
- 適切なケアマネジメントのもとで貸与サービスの定期的なモニタリングによる適合確認、その結果として、福祉用具の単品プランであるということ、あるいは福祉用具が長期に利用されるということであって、最初のアセスメントの段階で長期利用になることをあらかじめ想定することが適切かどうか疑問。予測が外れて、購入したけど短期だったときの責任はどこに生じるのか。（4. 再掲）（29ページ）
- 購入のほうが一遍に払わなければいけないお金が多いので、例えば、年金生活者等の使用控えみたいなものも考えられるのではないか。（30ページ）

#### 【その他の意見】

- 貸与から販売への移行の検討に際して、介護保険制度の基本的な理念（自立支援、在宅重視等）は変わらないことを踏まえることや、財政面のみならず、家庭や社会的全体に及ぼす影響に関する検証等をすべきではないか。（27ページ）